

4 公的年金等に係る税金

厚生年金、国民年金などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として扱われ、年金支給の際に所得税及び復興特別所得税（令和9年分以後は所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税）の源泉徴収が行われます（障害年金、遺族年金は非課税）。公的年金等に係る所得税には各種の所得控除がありますが、公的年金等の源泉徴収において人的控除（配偶者控除、扶養控除などに相当する控除）の適用を受けようとする場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年、国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続が必要となります。なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無にかかわらず、ご本人の基礎的控除は適用されます。

源泉徴収の対象となる年金は、その年中に受ける支給額が、65歳未満の者については164万円以上、65歳以上の者については214万円（老齢基礎年金の受給対象である者は137万円）以上のときです（令和9年分の場合）。

なお、平成27年10月以後の共済組合員期間を対象とした「退職等年金給付」の退職年金を受けることができる者が、有期退職年金を「一時金」で受給することを選択したときには、「退職所得」として課税の対象となります。

【源泉徴収税額の計算式（定期支給期月毎）】

源泉徴収税額^(※) = (定期支給期月の支給金額－控除額^(※)) × 5.105%

(※) 復興特別所得税（令和9年分以後は防衛特別所得税及び復興特別所得税）の額を含みます。

※ 控除額 = (ア 基礎的控除額（月額）＋ イ 人的控除額（月額）) × その支払の
計算の基礎となった期間の月数

(注) 老齢基礎年金の受給の権利があるとき（繰下げ期間中を含む。）は、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円（調整控除額の月額）が減額されます。

ア 基礎的控除額（月額）（令和9年分の場合）

受給者の年齢	基礎的控除額
65歳未満	公的年金等の月額×25%＋110,000円(140,000円未満の場合、140,000円)
65歳以上	公的年金等の月額×25%＋110,000円(180,000円未満の場合、180,000円)

イ 人的控除額（月額：①から⑤により求めた金額の合計額）（令和９年分の場合）

区 分	内 容		人 的 控 除 額
受給者本人 に係るもの	① 障害者に該当 する場合	一般の障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦又はひと り親に該当する 場合	寡婦 ひとり親	22,500円 32,500円
配偶者及び 源泉控除 対象親族 などに係る もの	③ 源泉控除対象 配偶者がいる場 合	一般の源泉控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（70歳以上）	32,500円 40,000円
	④ 公的年金等に 係る源泉控除対 象親族がいる場 合	一般の控除対象親族	1人につき 32,500円
		老人扶養親族（70歳以上）	〃 40,000円
		特定扶養親族	〃 52,500円
		特定親族	〃 52,500円
	⑤ 同一生計配偶 者又は扶養親族 が障害者に該当 する場合	一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

- （注） ・ 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている者をいいます。
- ・ 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある者をいいます。
- ・ 「源泉控除対象配偶者」とは、合計所得金額が900万円以下の受給者と生計を一にしている、合計所得金額が95万円以下の配偶者をいいます。
- ・ 「公的年金等に係る源泉控除対象親族」とは、①控除対象扶養親族及び②居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が62万円超85万円以下の人（特定親族のうち合計所得金額が85万円以下の人）をいいます。
- ・ 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます（年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、一定の要件に該当する者に限りま
- す。）。 ・ 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいいます。

【住民税】

住民税（道府県民税、市町村民税（東京都の場合は、都民税、特別区民税（23区）もしくは市町村民税））は、前年の所得を基に課税される地方税ですが、所得税と異なり、給与のように支払の際に源泉徴収される仕組みではなく、原則として後から課税されます。

一定額以上の公的年金等を受給している場合（単身者の場合65歳未満105万円超、65歳以上155万円超（いずれの額もお住まいの市区町村によって異なります））

には、普通徴収又は特別徴収(※)のいずれかの方法により、住民税を納税することになります。

この場合、その年の公的年金等の金額から、受給者の年齢や公的年金等の金額に応じて、次表(「所得税・住民税に係る公的年金等控除額」)に掲げる控除額及び該当する所得控除の金額を差し引いた残りの金額が、雑所得として課税されることとなります。

(所得割額)

所得割額の税率：道府県民税 4 %、市町村民税 6 %

(注) 指定都市に住所を有する場合、道府県民税 2 %、市町村民税 8 %

(均等割額)

一人当たりの均等割額：道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円、
森林環境税 1,000 円

※ 住民税の徴収方法

65 歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により市区町村から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際に、その人の年金から引き落とし、これを翌月の 10 日までに市区町村に納入することになっています。これを公的年金からの特別徴収といいます。

公的年金からの特別徴収は、年 6 回(偶数月)の公的年金の支払の際に行われ、4 月、6 月及び 8 月には前年度分の税額の 6 分の 1 ずつが、10 月、12 月及び翌月 2 月には、その年度の住民税額から 4 月～8 月に徴収された額を差し引いた残額の 3 分の 1 ずつが、それぞれ徴収されます。

また、特別徴収の対象とならない場合には、普通徴収の対象となり、確定申告等の結果に基づいて、毎年 6 月頃に住所地のある市区町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納付することとなります。

【所得税・住民税に係る公的年金等控除額(令和 9 年分の場合)】

受給者の区分	その年の公的年金等の金額 (A)	控 除 額
65 歳未満 の場合	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	195 万 5 千円
65 歳以上 の場合	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$

	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	195 万 5 千円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合の表です。また、給与所得控除額と公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合については、上記の表の公的年金等控除額とは異なることとなります。

なお、住民税の額は市区町村ごとに決定していますので、詳細については、住所のある市区町村の担当窓口に照会してください。

【確定申告】

所得が源泉徴収されている年金のみの場合で、その収入金額が400万円以下のときは、原則として確定申告をする必要はありません（この制度を「確定申告不要制度」といいます。）が、3月まで給与収入があり、4月に定年退職して、その後再就職をせずに老齢厚生年金を受給した場合など、その年に年金以外に給与所得などの他の所得がある場合には、確定申告が必要となる場合があります。

なお、所得が年金のみの場合などで確定申告をする必要がないときであっても、社会保険料や生命保険料を支払ったなどの理由により、源泉徴収された所得税額の1年間の合計額が、その年1年間の所得について計算した所得税額よりも多い場合には、確定申告を行うことにより、所得税額の還付を受けることができます。